附　則

（施行期日）

1　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の項中「第二項」の下に「（これらの規定を第七条において準用する場合を含む。）」を加える。

総務大臣　高市　早苗
農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二号

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とする。

経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の十二の次に次の一号を加える。

六の十三　酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤

第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三　ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七　一―アミノプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤。ただし、一―アミノプロパン―二―オール四％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四　オキシラン―二―イルメチル＝メタクリラート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第二十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の一号を加える。

二十八の九　一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(184)を(186)とし、(110)から(183)までを(112)から(185)までとし、(109)を(110)とし、その次に次のように加える。

(111)　三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(17)から(107)までを(18)から(108)までとし、(16)の次に次のように加える。

(17)　四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四　二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の三ただし書中「〇・三％」を「〇・五％」に改め、同項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二　ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の次に次の一号を加える。

八十二の二　一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一〇％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十五号の十二の次に次の二号を加える。

八十五の十三　ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四　ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える。

九十二の三　ベンゼン―一・四―ジカルボニル＝ジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四　ベンゾイル＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル＝クロリド〇・〇五％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の一号を加える。

九十八の八　メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。